表5　平成26年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	停職1月（2人）	厚生労働省の職員2人が、行政指導の対象となる利害関係者である事業者と共に飲食した際、自己に係る費用の一部を相手側に負担させたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から金銭の貸付けを受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号、第5条第1項違反）	停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の貸付けを1回（100万円）受けたもの。 また、同事業者から利害関係でない期間に金銭の貸付けを1回（160万円）受けたほか、利害関係者以外の事業者から金銭の貸付けを1回（120万円）、飲食の供応接待を2回（合計7,460円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受け、倫理規程違反行為によって職員が得た財産上の利益であることを知りながら享受した事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項、第7条第1項違反）	免職（1人） 停職6月（1人） 減給5月 （俸給の月額の1／10） （1人） 減給3月 （俸給の月額の1／10） （1人） 減給2月 （俸給の月額の1／10） （1人） 減給1月 （俸給の月額の1／10） （1人） 戒告（1人）	林野庁の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から飲食の供応接待（10,400円程度）を受けたもの（なお、当該職員は、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。）。 また、その他の職員6人については、契約の相手方として利害関係者である事業者から物品の贈与（1人）及び飲食の供応接待（4人）を受け、利害関係者以外の事業者から物品の贈与（1人）、飲食の供応接待（4人）及び費用を負担することなくタクシーに同乗（1人）したほか、倫理規程違反により物品を受領していることを知りながら享受（1人）したもの。 なお、6人のうち2人については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	免職（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の贈与を1回（2万円）受けたもの。 また、利害関係者以外の事業者から繰り返し供応接待を受け、金銭の贈与を2回（計45万円）受けたほか、別の複数の事業者からも法律上認められない行為により金銭の贈与を105回（計592万円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、利害関係者以外の事業者と飲食をした際、同事業者から繰り返しタクシー券の贈与を受け、少なくとも26回（合計127,080円）利用し、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
6	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）	免職（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の贈与を2回（合計25万円）受けたもの。
7	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	免職（1人） 停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員2人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の供応接待（それぞれ8回（204,032円）及び6回（154,032円））を受けたもの。 また、同事業者から利害関係でない期間に飲食の供応接待（それぞれ12回（302,033円）及び4回（78,525円））を受け、さらにタクシー券の贈与を受け利用（それぞれ1回（6,240円及び6,980円））したほか、うち1人は外国旅行にかかる費用（2回（59,790円））を事業者に負担させたもの。 なお、職員2人のうち、1人については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
8	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反）	戒告（1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から金銭の貸付けを6回（合計52,000円）受けたもの。
9	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	減給3月 （俸給の月額の1／10） （1人）	厚生労働省の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者と共に飲食した際、自己に係る費用の一部（計4回、合計3,049円）を相手側に負担させたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
10	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反）	減給1月 （俸給の月額の1／10） （1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者（2社）から計4回にわたり総額75万円程度の金銭の貸付けを受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、7件で合計12人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- 利害関係者から物品の贈与及び飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）1件3人
- 利害関係者から物品の贈与を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受け、倫理規程違反行為によって職員が得た財産上の利益であることを知りながら享受したもの（倫理規程第3条第1項第1号、第5条第1項、第7条第1項違反）1件3人
- 利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号違反）1件1人
- 利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第6号違反）3件4人
- 利害関係者と共にゴルフをしたもの（倫理規程第3条第1項第7号違反）1件1人

公　告

認　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６７号

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿590番地４　プラザＭ＆Ｕ202、住民票上の住所岐阜市加納本石町１丁目11番地１　ビューハイツ加納901号室

債務者　榎本　俊郎

1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで

岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号

山口県宇部市大字妻崎開作588番地６ドリームハイツ102号

債務者　齊藤　和也（旧姓芦浦）

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで

山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２９０号

北九州市小倉南区若園２丁目13番37―304号

債務者　山下　　進

1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０５号

北九州市八幡西区鷹の巣２丁目14番１―102号

債務者　田中　辰己

1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６１号

仙台市若林区若林４丁目８番14号　平間アパート102

債務者　我孫子政明

1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係